

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	令和3年度生活保護世帯及び支援給付世帯の健康診査業務
発 注 課	保健福祉局総務部保護自立支援課
選 定 事 業 者	一般社団法人札幌市医師会
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>健康診査事業については、健診を受けようとする受診対象者が身近な地域で気軽に受診できる環境を整備することが必要であることから、市内全域にわたって十分な数の医療機関から本事業に参加することの同意を得ることが可能な団体でなければならず、かつ、健診単価や受診内容、健診方法を統一しなければならないことから、各医療機関を総括する窓口となりうるものを相手方として委託する必要性が生じるが、この条件を満たす者としては、本市においては、一般社団法人札幌市医師会のみである。</p> <p>また、同会は、平成20年3月まで札幌市が実施してきた「すこやか健診事業」において、健診のノウハウと実績を有しているとともに、平成20年度以降、生活保護世帯及び支援給付世帯の健康診査業務において、良好な実績をあげたことから、確実な契約の履行を期待できる。</p> <p>なお、札幌市国民健康保険も、特定健康診査の実施医療機関として同会との委託契約を行うことから、被保険者との健診内容等の整合性、均衡等を維持しながら、的確な業務処理が期待できる。</p> <p>以上のことから、当該選定事業者は本事業を円滑かつ適正に遂行できる唯一の団体であると判断される。</p>	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（予定価格100万円超の場合に記入） 地方自治法施行令第167条の2第1項第1号 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領（第48条・第91条）第1項（ ）（ア～キ又はア～オのいずれかを記入）
決 定 日	令和3年3月4日